

平成 27 年度 福祉医療貸付事業に係る融資方針

1 基本的な融資方針

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）では、福祉医療政策に即して民間の福祉医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、「融資のポイント（ガイドライン）について」に基づき、審査します。

平成 27 年度においては、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進の支援を重点的に行うほか、次の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら審査を進めます。

なお、福祉貸付事業及び医療貸付事業における「融資のポイント（ガイドライン）について」は、機構ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

① サービス需要に対応した事業計画

施設及び事業所の稼働率が当初計画時より下回った場合は、約定償還に支障をきたし、さらに法人経営・施設運営に多大な影響が出る可能性があるため、事業者において地域における福祉医療サービスの需要の把握が行われていること。

② 収支差額に見合う借入額

東日本大震災以降、建築資材や人件費等の高騰の影響により、借入申込みに係る事業計画が拡大する傾向にある中で、融資対象施設の収支差額によって協調融資等を含めた借入金の償還が可能であること。

③ ガバナンス態勢やスタッフの確保状況

創設法人や経営基盤の脆弱な法人については、理事長等による経営管理の態勢やスタッフの確保が可能であること。

2 貸付対象事業

(1) 補助金・交付金の採択事業等

国、地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業のほか、福祉医療政策上必要となる事業、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業についても貸付対象とします。

[施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる事業の例]

- 災害復旧事業
- 一般財源化された施設の改築整備事業
- アスベスト対策事業
- 耐震化整備事業

(2) 耐用年数到来による改築等

耐用年数の到来により改築等を行うものについて、補助金等が交付されない事業であっても、サービス利用者への適切なサービス提供基盤を確保する観点から、積極的に対応することとします。

※ 平成 27 年度における融資条件の改正等

平成 27 年度における福祉貸付事業及び医療貸付事業の融資条件の改正等については、別添「(参考) 平成 27 年度における福祉医療貸付事業の融資条件の改正等」をご確認ください。

3 協調融資制度の推進

平成 20 年度から協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体に拡大、さらに平成 27 年度から医療貸付全体に拡大したところであり、今後も覚書締結金融機関と連携して円滑な資金調達を支援します。

なお、平成 27 年 3 月末現在 328 機関と覚書を締結しておりますが、更なる機関の拡大を図り、民間金融機関と協調した融資を推進します。

4 東日本大震災の復興支援

東日本大震災の被災地支援を円滑に行うため、被害・影響を受けた法人からの相談に迅速かつきめ細かな対応を図るとともに、関係団体等との連携により最大限の支援を実施します。

(参考) 平成 27 年度における福祉医療貸付事業の融資条件の改正等

《福祉貸付事業》

1 融資条件の改正等

平成 27 年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改正（継続措置を含む。）を行います。

(1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年度）を踏まえると、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務となっているところです。

以上を踏まえて、機構においては、地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて行う施設整備について融資率の優遇を行うほか、定期借地権を設定する場合の土地所有者に対する一時金を土地取得資金の融資対象事業とする優遇措置を平成 37 年度末まで行います。

- ① 地域医療介護総合確保基金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金からの補助を受けた整備

対象施設	融資を受けられる方	融資率	
		【現行】	【27 年度から】
養護老人ホーム（定員 29 名以下）	社会福祉法人	80%	90%
特別養護老人ホーム（定員 29 名以下）	社会福祉法人	75%	
ケアハウス（定員 29 名以下）	社会福祉法人 医療法人 一般社団・財団法人		
小規模多機能型居宅介護事業 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 複合型サービス福祉事業	社会福祉法人 医療法人 一般社団・財団法人 上記以外の法人（※）	70%	

（※）にかかる 3 億 5 千万円以下の借入申込みは代理貸付で取扱います。

- ② 都道府県（政令市・中核市を含む）からの補助を受けた整備

対象施設	融資を受けられる方	融資率	
		【現行】	【27 年度から】
養護老人ホーム（定員 30 名以上）	社会福祉法人	80%	90%
特別養護老人ホーム（定員 30 名以上）	社会福祉法人	75%	
ケアハウス（定員 30 名以上）	社会福祉法人 医療法人 一般社団・財団法人		

(2) 放課後児童クラブの貸付けの相手方の拡充

厚生労働省及び文部科学省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」において、民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応について、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが重要であると考え、同プランの実施を後押しする必要があることから、貸付けの相手方の拡充を行います。

区 分	【27年度から】
貸付けの相手方	法人
融資率	90%（平成29年度まで※1）
貸付利率	基準金利同率

※1 融資率：平成30年度以降は75%となります。

※2 都市部における社会福祉施設等の整備の促進に係る融資条件の優遇措置の対象となります。

(3) 小規模保育事業に対する融資制度の拡充

国は待機児童解消に向けて平成25年度から5年間で「待機児童解消加速化プラン」を展開し、平成25年度及び26年度において約20万人分を、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することを目指しています。

特に待機児童の多くを抱える都市部において増加する3歳未満児を中心とした保育需要への対応は喫緊の課題であり、平成27年度に施行を予定している子ども・子育て支援新制度を先取り実施し、即効性のある受け皿確保を図ることとしていることから、平成26年度より機構においても安心こども基金等が交付された小規模保育事業に対して融資を行っています。

平成27年度より施行予定の子ども・子育て支援新制度により、小規模保育事業（※1）が第2種社会福祉事業として法定化されることから、安心こども基金等補助金の交付が行われない整備事業であっても融資を行えるよう融資制度の拡充を図るものです。

区 分	【27年度から】
貸付けの相手方	法人
融資率	90%（※2）
貸付利率	基準金利同率

※1 小規模保育事業：市町村が定める基準に基づく保育に欠ける満3歳未満児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下である施設。

※2 融資率：平成30年度以降は80%となります。

※3 都市部における社会福祉施設等の整備の促進に係る融資条件の優遇措置の対象となります。

(4) 幼保連携型認定こども園に対する融資制度の整備

平成27年度より施行される子ども・子育て支援新制度では、これまでの認定こども園制度を改善し、幼保連携型の認定こども園を学校と児童福祉施設の双方の法的性質を有する一つの施設として第2種社会福祉事業に位置付けられることとされています。

そのため、円滑な認定こども園の整備をとおして待機児童の解消を推進していく上で、これまでの認可保育所における施設整備と同様、法人負担分について融資支援を行う必要があることから、幼保連携型認定こども園の整備について、認可保育所と同様の融資条件を設けることとしました。

区 分	【27年度から】
貸付けの相手方	社会福祉法人、学校法人
融資率	90%（※1）
貸付利率	基準金利同率

※1 融資率：平成30年度以降は80%となります。

※2 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の対象となります。

※3 東日本大震災に係る被災地復興のための優遇措置の対象となります。

※4 貸借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度における対象施設に追加されます。

（5）都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇の対象施設の拡充

都市部（※）においては社会福祉施設等の新設や施設の狭隘化による増築等を行う際、まとまった土地がないことや土地取得に係る費用が高額になるなど、隣接地や移転候補地の用地確保が困難となっている現状があり、計画を実行に移すための大きな障害となっているケースがあることから、施設整備の促進を支援するため対象施設の拡充を行いました。（下線部分の施設を拡充）

区 分	【現行】	【27年度から】
融資率	90%	90%
償還期間 (据置期間)	全施設 30年以内 (全施設 3年以内)	全施設 30年以内 (全施設 3年以内)
対象施設	特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 保育所	特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 保育所 <u>その他の地域密着型サービス</u> <u>小規模保育事業</u> <u>放課後児童クラブ</u> <u>幼保連携型認定こども園</u>

※ 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の地域

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県の1都2府19県及び全国の政令市、中核市

（6）貸付金利体系の見直し（期間別金利の導入）

福祉貸付事業では、これまで貸付金利については「償還期間20年以内」、「20年超30年以内」（いずれも設置・整備資金の場合）の2種類の金利設定でしたが、固定金利の場合は償還期間が長いほど金利が高く、償還期間が短いほど金利が低いという金利体系が一般的であるため、各法人が自らの経営状況・事業計画を踏まえて償還期間や金利水準を選択できることで地域における介護サービスを安定的かつ効果的に実施するための法人の事業運営の自主性や健全性に効果的である償還期間に応じたより柔軟な金利制度を設けます。

区 分	【現行】	【27年度から】
貸付金利の種類	・償還期間20年超30年以内 ・償還期間20年以内	償還期間10年超30年以内の期間については、それぞれの償還期間に応じた金利設定

※ 具体的な利率は、その時々々の金利情勢により変化します。

※ 10年以内については、10年の金利を適用します。

(7) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（平成 27 年度まで）

社会福祉施設等の耐震化整備については「国土強靱化アクションプラン 2014（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）」により、社会福祉施設の耐震化率を平成 30 年度までに 94.5% とすることを目標に設定したことを受け、災害発生時に自力で脱出することが困難な者が多く利用する老人福祉施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設等の安全・安心を確保し耐震化整備を促進するため、国又は都道府県等からの補助を受けた施設整備について、優遇措置を行います。

区 分	【制度内容】
融資対象	(1) 社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金からの補助を受けて耐震化整備を実施する次の施設 救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設 (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて耐震化整備を実施する次の施設 小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホーム（定員 29 人以下のもの）、ケアハウス（いずれも定員 29 人以下地域密着型施設）、認知症高齢者グループホーム (3) 安心子ども基金及び保育所等整備交付金からの補助を受けて耐震化整備を実施する保育所（認定子ども園のうち幼保連携施設を構成する保育所及び分園を含む。） (4) 都道府県等からの補助を受けて耐震化整備を実施する次の施設 特別養護老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム（いずれも定員 30 人以上の広域型施設）
融資率	90%
貸付利率	当初 5 年間 基準金利から▲0.5%（6 年目以降は通常の利率となります）

※ 全て直接貸付で行います。

(8) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（平成 27 年度まで）

社会福祉施設等の防火対策については、平成 21 年度補正予算において「社会福祉施設等臨時特例基金」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」等を都道府県に設けてスプリンクラー整備等を促進してきたところです。

上記基金については平成 26 年度までとなりますが、消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等において、原則、延床面積に関わらずスプリンクラーを設置することが義務化されるなど、入所者等の安全確保の観点から更なる防火対策を推進することが求められています。

これを受けて社会福祉施設等におけるスプリンクラー整備に係る融資について、優遇措置を行います。

区 分	【現行】	【27 年度から】
融資率	70～80%	90%
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5% (通常利率)	当初 5 年間基準金利▲0.5% (6 年目以降は通常利率となります)
無担保融資 の上限額	300 万円まで	1,000 万円まで

※1 平成 27 年度から国及び都道府県等からの補助を受けなくても優遇措置の対象となります。

※2 全て直接貸付で取り扱います。

(9) 障害者自立支援基盤整備事業に係る融資条件の優遇措置（平成 29 年度まで）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、障害福祉サービス等の提供体制や自立支援給付等の円滑な実施を確保するため、障害者総合支援法に基づいて、国が基本的な指針（告示）を定め、これに基づいて都道府県及び市町村において障害福祉計画を策定することとしています。

障害福祉計画は 3 年間を実施期間として、障害福祉サービスの必要見込み量を計画の中で位置付けて基盤整備を計画に推進しています。

これを踏まえて、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付を受けて行う施設整備に必要な経費については融資率の優遇措置を行います。

区 分	【現行】	【27 年度から】
融資率	80%	85%

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設が優遇措置の対象施設となります。

(10) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転に係る融資条件の優遇措置（平成 27 年度まで）

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、平成 24 年度以降、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」、「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」等の補助対象施設に高台移転整備事業を追加するとともに、設置者負担分に係る優遇融資（無利子、融資率の引上げ、二重ローン対策）を実施してきました。

上記基金は平成 26 年度までとなりますが、平成 27 年度以降も引き続き社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等において補助対象としますので、優遇融資についても継続します。

区 分	【制度内容】
融資対象	都道府県知事等が立地上、津波対策としての高台移転が必要と認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、 (1) 社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金及び保育所等整備交付金からの補助を受けて整備を実施する次の施設 救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、保育所 (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備を実施する次の施設 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス（いずれも定員 29 人以下の地域密着型施設） (3) 都道府県等からの補助を受けて整備を実施する次の施設 特別養護老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム（いずれも定員 30 人以上の広域型施設）
融資率	95%
貸付利率	無利子

※1 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施。

※2 全て直接貸付で取扱います。

(11) アスベスト対策事業に係る優遇（平成 27 年度まで）

アスベスト（石綿）対策については、政府全体の取組みの一環として「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」を実施しフォローアップ調査を行っているところですが、平成 26 年 1 月に公表した調査結果においても、アスベ

スト等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある社会福祉施設等が依然としてあることから、対策を講じる必要があります。

このため、社会福祉施設等におけるアスベスト対策を円滑に進めるため、平成 27 年度まで融資条件の優遇措置を実施します。

区 分	【現行】	【27 年度から】
融資率	70～80%	80% (※1)
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5%	基準金利～基準金利+0.1%

※1 営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等については、「75%」となります。

※2 貸付利率は対象施設で異なります。

2 基準単価の改定

平成 27 年度の機構基準単価については、別紙のとおり改定します。

[主な改正事項] 幼保連携型認定こども園の単価の新設

《医療貸付事業》

1 融資条件の改正等

平成 27 年度の医療貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改正（継続措置を含む。）を行います。

（1）地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇

医療・介護サービスの需要に対応できる地域医療提供体制の構築と、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を支援するため、「地域医療介護総合確保基金」の対象となる事業に対し、優遇融資を実施します。（平成 27 年度末まで）

区 分	【平成 27 年度から】
貸付限度額	所要額の 90%
貸付利率	病院・診療所：基準金利と同率

※その他の施設の貸付利率については、通常の利率を適用します。

※優遇措置は、地域医療介護総合確保基金の対象となる事業にのみ適用します。

（2）消防設備の設置義務化に伴う融資条件の優遇

消防庁関係の政省令が平成 26 年 10 月 16 日付で公布され、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として、延べ面積にかかわらず、消防設備の設置が義務付けられたことから、新しい設置基準に沿った施設整備のための優遇融資を実施します。

消防設備は、スプリンクラー、自動火災報知器、火災通報装置が該当します

区 分	【平成 27 年度から】
貸付限度額	所要額の 90%
貸付利率	(当初 5 年間) 基準金利から▲0.5% (6 年目以降) 基準金利と同率

※優遇措置は、国や都道府県等からの補助を受けて行う整備に限定しません。

（3）融資額（建築資金）の新しい算定方法

建築資金（土地取得資金を除く）の融資額の算定について、これまでの標準建設費（標準面積と標準単価による）を改め、所要額（建築工事費と設計監理費）に融資率を乗じる方法に見直しました。

$$\text{建築資金} = \text{所要額} \times \text{融資率}$$

施設種類	融資率
病院、診療所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業	70%
※通常の病院（病床充足地域）、助産所 ※この適用は、平成 28 年 1 月 1 日受理分からです。 平成 27 年 12 月 31 日受理分までは、従前どおりの取扱い （標準建設費に従前の融資率を乗じた算定方法）です。	60%

※医療従事者養成施設及び土地取得資金分は、従前どおりの算定方法です

(4) 貸付金利体系の見直し（期間別金利の導入）

医療貸付事業では、これまで貸付金利については「償還期間 20 年以内」、「20 年超 30 年以内」の 2 種類の金利設定でしたが、固定金利の場合は償還期間が長いほど金利が高く、償還期間が短いほど金利が低いという金利体系が一般的であるため、各法人が自らの経営状況・事業計画を踏まえて償還期間や金利水準を選択できることで地域における医療サービスを安定的かつ効果的に実施するための法人の事業運営の自主性や健全性に効果的である償還期間に応じたより柔軟な金利制度を設けます。

区 分	【現行】	【平成 27 年度から】
貸付金利の種類	・償還期間 20 年超 30 年以内 ・償還期間 20 年以内	償還期間 10 年超 30 年以内の期間については、それぞれの償還期間に応じた金利設定

※具体的な利率は、その時々々の金利情勢により変化します

※10 年以内については、10 年の金利を適用します。

(5) 持分なし医療法人への移行のための経営安定化資金

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を支援するための経営安定化資金を平成 26 年度から開始しましたが、適用期間を 1 年間延長し、平成 27 年度においても、貸付限度額や償還期間の優遇融資を実施します。（平成 27 年度末まで）

区 分	【平成 27 年度末まで】
貸付限度額	2.5 億円
償還期間	8 年以内 (うち据置期間 1 年以内)

※病院、介護老人保健施設及び診療所に係る経営安定化資金です。

※通常の経営安定化資金との併用はできません。

(6) 介護老人保健施設のスプリンクラー整備に係る融資条件の優遇

平成 25 年度補正予算において、火災発生時に自力での避難困難者が多く入所している介護施設等の防火対策のための優遇融資を開始しましたが、平成 27 年度においても、引き続き、優遇融資を実施します。（平成 27 年度末まで）

区 分	【平成 27 年度末まで】
貸付限度額	所要額の 90%
貸付利率	(当初 5 年間) 基準金利から▲0.5% (6 年目以降) 基準金利+0.1%

※ 優遇措置は、国や都道府県等からの補助を受けて行う整備に限定しません。

(7) 医療施設等の耐震化整備及び津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇

平成 21 年度補正予算から開始しました病院及び介護老人保健施設の耐震化整備の優遇融資は、平成 27 年度も引き続き実施します。

また、平成 24 年度補正予算に開始しました津波対策としての高台移転整備に係る優遇についても、引き続き実施します。（いずれも平成 27 年度末まで）

①耐震化整備事業（病院、介護老人保健施設）

区 分	【平成 27 年度末まで】
貸付限度額	所要額の 95%
貸付利率	（当初 5 年間）基準金利から▲0.5%

※貸付利率の優遇は、国または都道府県等から補助金等を受けたものに限りません。

②高台移転整備（介護老人保健施設）

区 分	【平成 27 年度末まで】
貸付限度額	所要額の 95%
貸付利率	無利子 [7.2 億円以内（当初 5 年間）] 基準金利▲0.9% [7.2 億円以内（6～7 年目）または 7.2 億円超]

※優遇の対象は、国または都道府県等から補助金等を受けたものに限りません。

2 財務省理財局による平成 26 年度スポット監査の指摘及び民業補完への対応

- (1) 無床診療所及び歯科診療所の限度額（建築資金）の見直し
5 億円→3 億円へ
- (2) 助産所の限度額（建築資金）の見直し
4 億円→1 億円へ
- (3) 病院の経営安定化資金（26 年メニュー）の優遇措置を終了
限度額は 1 億円に変更
- (4) アスベスト対策工事は、建築資金の中で対応（融資対象に含める。）
- (5) 特区の優遇融資の対象を見直し
国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化特別区域計画
→国家戦略特別区域計画へ

(別紙)

平成27年度 定員1人(1施設)あたりの基準単価一覧表

(単位:千円)

施設種別		単価	
老人 関連 施設	特別養護老人ホーム	従来型	13,400
		ユニット型	17,600
	養護老人ホーム		11,300
	軽費老人ホーム(ケアハウス)		14,700
	認知症対応型老人共同生活援助事業(1ユニット)		103,600
	複合型サービス福祉事業(注)1		142,600
	老人デイサービス事業(注)1		137,200
	小規模多機能型居宅介護事業(注)1		141,300
	生活支援ハウス		12,300
老人短期入所事業 (特養等における居室整備加算を含む)	従来型	12,300	
	ユニット型	14,300	
児童 関連 施設	助産施設		11,200
	乳児院	本 体	6,900
		小規模グループケア整備加算(注)3	6,500
		年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1,800
	母子生活支援施設	本 体(注)2	22,500
		子育て短期支援事業のための居室等整備加算(注)2	12,600
		母子家庭等子育て支援室整備加算	3,200
	保育所	本 体	2,800
		乳児室又はほふく室整備加算(注)1	8,400
	小規模保育事業	夜間保育所整備加算(注)1	14,700
	幼保連携型認定こども園	一時保育事業のための保育室整備加算(注)1	16,900
	認可を目指す認可外保育施設	特定保育事業のための保育室整備加算(注)1	16,900
		地域子育て支援相談室整備加算(注)1	23,500
	児童養護施設	本 体	9,100
		小規模グループケア整備加算(注)3	15,600
		ほふく室又は養育室等整備加算	560
	情緒障害児短期治療施設	本 体	10,100
		小規模グループケア整備加算(注)3	14,300
		通所部門整備加算	4,600
	児童自立支援施設	本 体	13,000
		小規模グループケア整備加算(注)3	16,500
		通所部門整備加算	4,600
	児童家庭支援センター(注)1		30,900
放課後児童健全育成事業に係る施設(注)1		23,000	
乳児院等における子育て短期支援事業のための居室等整備加算(母子生活支援施設を除く)		3,800	
保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室等整備加算		1,800	
乳児院等における親子生活訓練室整備加算(注)1		8,400	
児童養護施設等における心理療法室整備加算(注)1		67,900	
児童 (障害児) 関連 施設	福祉型障害児入所施設		9,800
	医療型障害児入所施設		18,200
	障害児通所支援事業に係る施設		5,300
	障害児入所施設等における短期入所整備加算		4,400
	障害児入所施設等における発達障害者支援センター整備加算(注)1		20,600
	障害児入所施設等における相談支援・障害児相談支援整備加算(注)1		15,000
	障害児入所施設等における居宅介護・保育所等訪問支援整備加算(注)1		9,600
	障害児入所施設等における小規模グループケア整備加算(注)1		31,400
避難スペース整備加算(注)1		56,600	
保育所等訪問支援(保育所等訪問支援のみの整備の場合)(注)1		9,600	

施設種別		単価	
障害者関連施設	生活介護を行う事業に係る施設	本体	6,000
	自立訓練を行う事業に係る施設	施設入所支援整備加算	3,600
		退院支援施設整備加算	新築・改築
	既存施設を改修して転換する場合		900
	就労移行支援を行う事業に係る施設	短期入所整備加算	4,400
		発達障害者支援センター整備加算（注）1	20,600
	就労継続支援を行う事業に係る施設	相談支援、障害児相談支援整備加算（注）1	15,000
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算（注）1	9,600
		避難スペース整備加算（注）1	56,600
		共同生活援助事業に係る施設	本体（1ユニット）
	共同生活援助事業に係る施設	短期入所整備加算	4,400
		相談支援、障害児相談支援整備加算（注）1	15,000
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算（注）1	9,600
		避難スペース整備加算（注）1	56,600
	福祉ホーム		9,900
	短期入所（短期入所のみの整備の場合）（注）1		18,000
	相談支援、障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）（注）1		15,000
	居宅介護、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）（注）1		9,600
	補装具製作施設（注）1		45,600
盲導犬訓練施設（注）1		346,400	
点字図書館（注）1		107,500	
聴覚障害者情報提供施設（注）1		139,900	
保護施設	救護施設		11,600
	更生施設		11,600
	授産施設		5,500
	宿所提供施設		4,800
	社会事業授産施設		5,500
婦人保護施設（注）2		9,100	
婦人保護施設における心理療法室整備加算（注）1		67,900	
職員養成施設		6,200	
地域交流スペース（注）1		43,400	
地域交流スペース（防災拠点型）（注）1		61,000	
有料老人ホーム		14,100	
上記以外の施設		機構が必要と認めた額	

（注）1 1施設当たりの単価であること。

（注）2 1世帯当たりの単価であること。

（注）3 1グループケア当たりの単価であること。

（注）4 保育所に分園を設置する場合には、保育所の基準を適用する。

（注）5 補助金の算定において「都市部における社会福祉施設の整備の促進について（平成17年10月5日社援発第1005011号）」が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入する。